

第 4991 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月28日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税関連の改正事項

Q：平成26年に改正された消費税関連の事項には、どのようなものがありますか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

平成26年4月に改正された消費税関連のものには、次のようなものがあります。

①簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

金融業及び保険業が、第4種事業から第5種事業になり、みなし仕入率が60%から50%になりました。また、不動産業が第5種から新たに設けられた第6種となり、みなし仕入率が50%から40%になりました。

平成27年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

②課税売上割合の計算における金銭債権の譲渡に係る対価の額の算入割合の見直し

課税売上割合の計算上、金銭債権の譲渡は、その譲渡対価の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされました。

平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用されます。

③輸出物品販売場制度の見直し

免税販売の対象物品に一定の方法で販売する消耗品等(外国人旅行者などの非居住者に対して、同一店舗で一日の販売額が5千円超50万円までのものに限る)が加えられました。

平成26年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

